

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 8 年 4 月 1 日変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 8 年 4 月 1 日変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日変更 <u>平成 3 0 年 月 日変更</u>	
定 款		定 款	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（評議員会の構成） 第 4 4 条 （略） 2 （略） （新設）	（評議員会の構成） 第 4 4 条 （略） 2 （略） <u>3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。</u>
（評議員会の招集） 第 4 6 条 議長は事業年度において <u>四半期</u> ごとに 1 回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 （略）	（評議員会の招集） 第 4 6 条 議長は事業年度において <u>半期</u> ごとに 1 回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 （略）
（評議員の任期） 第 4 9 条 （略） 2 評議員の <u>再任</u> は、 <u>原則として 2 回までとする。</u>	（評議員の任期） 第 4 9 条 評議員の任期は、2 年とする。 2 評議員は、 <u>再任されることができる。</u>
（新設）	<u>附則（平成 3 0 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この定款は、平成 3 0 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>